

【第6号議案】

久村町内会規約 新旧対照表

旧	新	改定内容
<p>第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 本会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。</p> <p>(会 費)</p> <p>第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。</p> <p>2 既に納入した会費その他の拠出金は返還しない。</p> <p>3 ただし、管外へ転居による脱会の場合は、翌月からの残り月数分を返還する。</p> <p>(退 会)</p> <p>第8条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長あてに提出するものとする。</p> <p>2 会員が死亡又は区域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。</p>	<p><u>4 会費の徴収は入会の翌月からとする。</u></p>	<p>徴収開始月につて、の項目を追加</p>

<p>第3章 役員</p> <p>(役員職務)</p> <p>第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 部長は、会長・副会長を補佐し、本会の部所を分掌する。</p> <p>4 監事は、<u>地方自治法第260条の12の職務を行う。</u></p> <p>(総会の開催)</p> <p>第15条 通常総会は、年度終了後<u>2ヶ月</u>以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次に挙げる場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</p> <p>(3) 監事が<u>地方自治法第260条12第4号の規定により招集するとき。</u></p> <p>(総会の招集)</p> <p>第16条</p> <p>2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の<u>7日前</u>までに文書をもって通知しなければならない。</p> <p>第21条</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が<u>署名捺印</u>しなければならない。</p>	<p>4 監事は、<u>財産の状況と役員業務の執行状況を監査し、法令・規約に違反や不当な事項があると認めた時は総会に報告する。また、必要があるときは総会を招集する。</u></p> <p>第15条 通常総会は、年度終了後<u>3ヶ月</u>以内に開催する。</p> <p>(3) 監事が<u>前第10条4項の規定のより、必要と認めたとき</u></p> <p>開会の日の (<u>5日以上</u>) 日前までに文書をもって通知しなければならない。</p> <p>2人以上が署名 <u>又は記名</u>捺印しなければならない。</p>	<p>事の職務を具体的に記述した。</p> <p>第35条「3ヶ月」に合わせた</p> <p>より、分かりやすい表現とした。</p> <p>市の指導要綱の <u>5日以上</u>に合わせた</p> <p>署名するか、記名捺印のどちらかで良いことから又は記名を追加した</p>
---	--	---

<p>第25条 役員会は、会長が招集する。</p> <p>2 役員会を招集するには、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時・場所を示して、開催の日の<u>7日前</u>までに文書をもって通知しなければならない。</p> <p>第6章 資 産・<u>事 業</u> 計 画 等 (<u>事業</u>年度)</p> <p>第33条 本会の<u>事業</u>年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(<u>事業</u>計画及び収支予算)</p> <p>第34条 本会の<u>事業</u>計画及び収支予算は、毎<u>事業</u>年度ごとに会長が作成し、その年度開始前までに総会の議決を得なければならない。</p> <p>(<u>事業</u>報告及び収支決算)</p> <p>第35条 本会の<u>事業</u>報告及び収支決算は、毎<u>事業</u>年度ごとに会長が<u>事業概要</u>報告書・収支決算書・財産目録等として作成し、監事の監査を得て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。</p> <p>第 8 章 雑 則 (委 任)</p> <p>第39条 この規約の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。</p> <p>改正：平成20年4月26日 施行：平成22年6月14日 改定：平成26年4月19日 <u>(朱書き部分)</u></p>	<p>開催の日の (<u>5日以上</u>) 日前までに</p> <p>第6章 資 産・<u>活 動</u> 計 画 等 (<u>活動</u>年度)</p> <p>第33条 本会の<u>活動</u>年度は、</p> <p>(<u>活動</u>計画及び収支予算)</p> <p>第34条 本会の<u>活動</u>計画及び収支予算は、毎<u>活動</u>年度</p> <p>(<u>活動</u>報告及び収支決算)</p> <p>第35条 本会の<u>活動</u>報告及び収支決算は、毎<u>活動</u>年度ごとに会長が<u>活動</u>報告書</p> <p>制定：<u>平成14年9月10日認可地縁団体の承認を得る</u></p> <p>改正：平成20年4月26日 改正：平成22年6月14日 改定：平成26年4月19日 改正：令和 6年 4月27日</p>	<p>市の指導要綱の 5日以上に合わせた</p> <p>事業という言葉が町内にそぐわないので活動に変更した</p> <p>事業を活動に 事業を活動に</p> <p>事業を活動に 事業を活動に 概要を削除した</p> <p>制定年月日を記入</p> <p><u>(朱書き部分)</u> を削除 令和6年改正を追記</p>
--	---	---

付 則

- 1 この会の設立当初の役員は、第9条第2項及び第3項にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 2 この会の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成15年3月31日までとする。
- 3 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

規約施行に伴う細則

第 1 章 総 則

(内部組織)

第 4 条 本会は、下記の町内会内部組織を設け、緊密なる連携を保持する。

- (1) 寿会
- (2) 婦人部
- (3) 青年部
- (4) 子供会
- (5) 青少年活動推進の会
- (6) 体育振興会
- (7) 社会福祉推進委員会
- (8) 御瀧神社氏子会
- (9) 御滝神社祭礼保存会
- (10) 生きがいの家活動運営委員会

以下削除

付 則

- 1 この会の設立当初の役員は、第9条第2項及び第3項にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 2 この会の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成15年3月31日までとする。
- 3 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(4) (5) (6) (7) 削除

(8) (9) 削除

(4) 生きがいの家 (5) わたぼうし久村 追加

付則は削除

(4) 削除

(5) (6) (7) は
会が実在しないため

(8)、(9) は
町内会内部組織から
分離削除

<p>2 第1項の代表者は、内部の相互により選出する。但し、生きがいの家活動運営委員会代表は町内会長が、青少年推進の会の代表は青少年指導員が、体育振興会の代表は体育指導員が、社会福祉推進委員会の代表は民生委員があたる。</p> <p>第4章 役員 (役員及び監事の選出)</p> <p>第9条 規約第9条で定める会長・副会長及び監事の候補者は、次に定める役員推薦委員会が推薦する。</p> <p>(1) 部長より 3名 (2) 班長より 1・2班、3・4班、5・<u>6</u>班、7・8班より各1名 (3) 内部組織より 2名</p> <p>(部・部長・部員)</p> <p>第11条 規約第9条第1項で定める部は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部 (2) 経理部 (3) 環境衛生部 (4) 防災対策部 (5) 保健体育部 (6) 防犯交通対策部 (7) 福祉厚生部 (8) 文化教養部 (9) 青少年育成部 (10) 会長が必要と認めた部</p>	<p>2 第1項の代表者は、内部の相互により選出する。但し、生きがいの家運営委員<u>長</u>は町内会長があたる。 青少年推進の会～民生委員まで削除</p> <p>(2) 班長より 1・2班、3・4班、5班、7・8班より各1名</p> <p>第11条 規約第9条第1項で定める部<u>長</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部<u>長</u> (2) 経理部<u>長</u> (3) 環境衛生部<u>長</u> (4) 防災部<u>長</u> (5) 保健体育部<u>長</u> (6) 防犯交通部<u>長</u> (7) 福祉厚生部<u>長</u> (8) 文化教養部<u>長</u> (9) IT推進広報部<u>長</u></p>	<p>(4)、(5)を追加 (10) <u>活動運営委員会</u>は削除し、(4)とした</p> <p>活動、会代表を削除 青少年推進の会 体育振興会 社会福祉推進委員会の3会は実在しないため、削除</p> <p>6班なし削除</p> <p>規約では部長9名以上12名以内を部長としている</p> <p>(10) 削除</p>
--	--	---

<p>(役員の職務)</p> <p>第12条 規約第9条第1項で定める部長の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部長は、本会の総務的業務及び会議の円滑な運営を図る。</p> <p>(2) 経理部長は、本会の金銭出納業務を司り、財産目録・資産台帳及<u>び</u>備品台帳を管理する。</p> <p>(3) 環境衛生部長は、町内の環境衛生に関する業務を司る。</p> <p>(4) 防災対策部長は、町内の防災に関する業務を司る。</p> <p>(5) 保健体育部長は、<u>町民</u>の健康保持・育成に関する業務を司る。</p> <p>(6) 防犯交通対策部長は、町内の防犯並びに交通事故防止に関する業務を司る。</p> <p>(7) 福祉厚生部長は、<u>町民</u>の福祉厚生に関する業務を司る。</p> <p>(8) 文化教養部長は、<u>町民</u>の文化教養の向上に関する業務を司る。</p> <p>(9) 青少年育成部長は、町内の青少年の健全育成に関する業務を司る。</p> <p><u>(10) その他会長が必要と認めた業務を司る。</u></p> <p>第5章 総 会</p> <p>(主要案件)</p> <p>第13条 規約第14条に定める通常総会の主要案件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前年度<u>事業</u>承認に関する件</p> <p>(2) 前年度会計承認に関する件</p> <p>(3) 新年度<u>事業</u>計画承認に関する件</p> <p>(4) 新年度予算案承認に関する件</p> <p>(5) 新年度役員承認に関する件</p>	<p>財産目録・資産台帳及<u>び</u>備</p> <p>(4) 防災部長は、</p> <p>(5) <u>町内</u>の健康保持</p> <p>(6) 防犯交通部長</p> <p>(7) <u>町内</u>の福祉厚生</p> <p>(8) <u>町内</u>の文化教養</p> <p>(9) IT推進広報部長は町内の広報活動に関する業務を司る</p> <p>(1) 前年度<u>活動</u>承認に関する件</p> <p>(2) 前年度会計承認に関する件</p> <p>(3) 新年度<u>活動</u>計画承認に関する件</p> <p>(4) 新年度予算案承認に関する件</p> <p>(5) 新年度役員承認に関する件</p>	<p>誤字</p> <p>対策を削除</p> <p>誤字</p> <p>対策を削除</p> <p>誤字</p> <p>誤字</p> <p>(9)(10) 削除</p> <p>(9)IT推進広報部を追加</p> <p>「事業」を「活動」に変更した</p>
--	--	---

第 3 7 条 改正事項は、次期総会に報告しなければならない。

第 1 5 章 雑 則

第 3 8 条 細則は、町内会法人化に伴う規約改正と同時に改正し、横須賀市の承認を受けた日より施行する。

改正 平成 1 4 年 7 月 2 1 日

施行 平成 1 4 年 9 月 1 0 日

改正 平成 2 0 年 4 月 2 4 日

改正 平成 2 4 年 4 月 2 8 日

第 1 5 章 物品等の購入・契約決済

第 3 7 条 権限

町内会の物品・備品の購入、事務機器等のリース契約にあたっては、その金額が 1 万円以下は会長が決済し、1 0 万円以下は四役が、1 0 万円以上は役員会承認し、5 0 万円以上は総会での承認事項とする。

第 1 6 章 規約の改正

第 3 8 条 規約等の改正は、次期総会に諮らなければならない。

第 1 6 章 雑 則

第 3 9 条 細則は、町内会法人化に伴う規約改正と同時に改正し、横須賀市の承認を受けた日より施行する。

施行 平成 1 4 年 9 月 1 0 日 認可地縁団体の承認を得る

改正 平成 2 0 年 4 月 2 4 日

改正 平成 2 4 年 4 月 2 8 日

改正 令和 6 年 4 月 2 6 日

第 1 5 章 追加
第 3 7 条を追加
物品の購入やリース
契約に権限を明確に
した

第 3 7 条を第 3 8 条
改正事項を規約等の
改正に変更

報告し を諮るに変更

第 1 5 章を第 1 6 章
第 3 8 条を第 3 9 条

認可…… 追加

今回の改正
年月日を追加

久村生きがいの家運営要領

第4章 活動

第4条 活動について

2. 文化教養サークル：手芸の会、カラオケ会、青吟会（詩吟）、習字の会を置く
3. 健康づくりサークル：グランドゴルフ、ポピーの会（社交ダンス）、小桜会、ヨーガの会、ソフトボールゲートボール会を置く
4. 新規サークルの発足については、生きがいの家運営委員会にて承認されたサークルとする。
5. その他旅行、講演会参加、映画鑑賞など

<付録1>

生きがいの家活動補助金の見直しについて

見直し月日：平成25年10月18日

【目的】現行どおり

・久村町内会のお年寄りが独自に、また若人とふれあう活動を行い共に生きる喜びを共に有していきます。

【運営】一部変更（◇印が追加事項）

2. 文化教養サークル：手芸の会、カラオケ会、青吟会（詩吟、）民舞の会（休会中）を置く
3. 健康づくりサークル：グランドゴルフ、ポピーの会（社交ダンス）、久村イーグルス、健康体操、脳トレを置く

【目的】

【運営】

習字の会 削除

小桜会、ヨーガの会、解散のため削除
健康体操、脳トレ、民舞の会（休会中）を追加

<付録1> 削除

現行どおり 削除

一部変更（◇印が追加事項）を削除

<p>◇各会（サークル）の新規扱いはグループ10以上を有し、老人生き がいの<u>英運</u>営委 会において<u>少民</u>された各会（サークル）とする。</p> <p>【改善要望】</p> <p style="text-align: right;"><u>議事録作成者</u> <u>会計担当 大内 栄</u></p> <p>改正：平成 25 年 10 月 1 8 日 改正：平成 26 年 5 月 1 7 日</p>	<p style="text-align: center;"><u>家</u> <u>承認</u></p> <p style="text-align: center;">改正：令和 6 年 4 月 2 6 日</p>	<p>誤字 英 ⇒ 家 ” 小民 ⇒ 承認</p> <p>【改善要望】 削除</p> <p style="text-align: right;"><u>議事録作成者</u> <u>会計担当 大内 栄</u></p> <p>削除</p> <p>追加</p>
<p style="text-align: center;">町内会館管理運営規定</p> <p>第 6 条 会館使用料</p>	<p>第 6 条</p> <p>(3) 内部組織団体の部・サークルに久村町内会以外から 加入している方は年間使用料として 1000 円/年間で 年度の始めに経理部へ納入します。</p>	<p>(3) を追加した</p>